

香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第45号

香川県環境影響評価条例の一部を改正する条例

香川県環境影響評価条例（平成11年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>別表（第2条関係） 1～3 略 4 <u>空港法</u>（昭和31年法律第80号）<u>第2条</u>に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業 5～15 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類の内いずれかに該当する一の事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第2種事業及び同条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。 3・4 略</p> <p>別表（第2条関係） 1～3 略 4 <u>空港整備法</u>（昭和31年法律第80号）<u>第2条第1項</u>に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業 5～15 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。